

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(17)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。
メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
医育機関	05 臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
	13 勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	01～17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病氣療養等休職中の者を含まない。

(8) 主たる従事先及び (9) 従たる従事先の従事状況について

勤務状況(勤務日数)

「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。

(宿直・日直回数)

「宿直・日直回数」は、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

- (8) **主たる従事先所在地 就業形態** (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し**、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- 主たる業務内容** 最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- 休業の取得** 令和2年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) **従たる従事先所在地 従たる従事先の件数** (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し**、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。令和2年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。
- (10) **従事する診療科名等** (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、**最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む（<例>参照）。**
- <例> 腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来 → ○1 内科
人工透析内科 → ○5 腎臓内科
内分泌内科 → ○7 糖尿病内科（代謝内科）
腫瘍外科、頭頸部外科 → ○16 外科
- II 「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
II 「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
II 「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
II 「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
IV 「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
IV 「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
V 「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。（健康管理等）
- 主たる診療科名の番号（1つ）** 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。
- 例 ○1 内科
○9 皮膚科 主たる診療科が「○1 内科」の場合 →

主たる診療科名の番号(1つ)	
0	1
- (11) **取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格** 01～56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格又は57に掲げる麻酔科の標榜資格を取得している場合に**該当するすべての番号を○で囲む。**
01～56の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
57の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
- (12) **分娩の取扱いの有無** 過去2年以内（平成31年1月1日～令和2年12月31日）の分娩の取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲む。
- (13) **出身地** あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。
- (15) **地域枠等** 主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。
要件となる従事年数 都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事を課せられた年数である。
- (17) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「歯科医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。なお、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されません。